

指定出資法人の役員への 府職員の派遣について

令和6年10月

1 人的関与ポストの廃止について

1 人的関与ポスト

府の人的関与の必要性が認められた指定出資法人の役員ポストであり、法人の持つ公共的な使命等、役員に課せられた責務等を踏まえ、府が責任を持って府関係者（府職員又は府OB）を推薦。 <令和6年10月現在：13法人18ポスト>

2 人的関与ポスト廃止

令和6年3月、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」を策定し、以下の方針を決定。

- 令和5年12月の指定出資法人評価等審議会の意見も踏まえ、令和6年度末をもって人的関与ポストを廃止。

<廃止理由>

府関係者が就任することが望ましい状況に変わりはないものの、近い将来、府において、人的関与ポストを担える幹部職員の層が薄くなることに加え、定年年齢の引上げにより従来OBとなっていた職員が庁内に留まることとなるため、これまでのように幅広い選択肢（府関係者）から適任者を選任することが出来なくなることが見込まれるため。

3 廃止後の対応

(1) 府職員の派遣について

- 府の施策推進等の必要性から、人的関与ポストの廃止後においても、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く。
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告。

(2) 府職員の派遣以外の役員の選任について

- 法人が役員の選任に際して、府OBも役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続きにより、その候補者を決定。（法人が府OBを選考対象から除外する場合、公募手続きの義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）
- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募の手続きによらず府OBを役員候補者に決定することができる。

<公募の例外事由>

- ①公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府OBを役員に就任させる必要があるとき
- ②公募を実施したが応募がない場合で、府OBを就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③役員欠員その他緊急やむを得ない事情により、府OBを暫定的に就任させるとき

- 法人が、例外規定に基づき、公募によらず府OBを選任する場合は、府と協議。
 - ・ 例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴く。
 - ・ 例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告。

2 府職員を派遣する必要性について（1）

No.	法人名	役員名称	（参考）令和4年度人的関与の再点検時における審議会意見	府職員を派遣する必要性・状況の変化
1	（公財）大阪産業局	常務理事	<p>大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援事業など府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始した法人。</p> <p>府・市中小企業支援施策の推進における中核的支援機関であり、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の取組みも要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。</p>	引き続き、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討等も必要であることから、府職員の派遣を行う。
2	大阪信用保証協会	常務理事	<p>当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。</p> <p>また、制度融資等に対する損失補償（R3年度・約12億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。</p>	引き続き、制度融資に対する損失補償など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた損失補償金・求償権について、適正な管理を行っていくこと等の必要があることから、府職員の派遣を行う。
3	（公財）西成労働福祉センター	業務執行理事	<p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。</p> <p>また、あいりん労働福祉センターの建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	引き続き、あいりん地域における労働対策について、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、各種施策を円滑に実施していくこと等の必要があることから、府職員の派遣を行う。

2 府職員を派遣する必要性について（2）

No.	法人名	役員名称	（参考）令和4年度人的関与の再点検時における審議会意見	府職員を派遣する必要性・状況の変化
4	(公財)大阪府都市整備推進センター	理事長	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。	引き続き、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を一体的に運営していくため、府のまちづくり施策との整合を図り、府と連携して取組みを進めていくこと等の必要があることから、府職員の派遣を行う。
5		常務理事	なお、常務理事（2名）については、法人統合によるメリットを最大限活かせるよう、次回一斉点検までに配置の必要性、配置形態や役割分担の検討が必要であり、それまでの間は、常務理事（2名）に府関係者が就任する必要性が認められる。	
6	大阪府道路公社	理事長	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に向けて、少なくとも箕面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、引き続き府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。	引き続き、ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に向けて、箕面有料道路の移管について、府と一体的立場に立ち、国・高速道路会社等と協議を進めていくこと等の必要があることから、府職員の派遣を行う。
7	大阪モノレール（株）	代表取締役専務	当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸事業の本格化に伴い、大阪府と連携した瓜生堂車両基地整備工事やPC軌道桁製作架設工事などの着実な推進の必要性が生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。	引き続き、南伸事業の推進等の法人が抱える課題について、最大出資者であり、インフラ整備事業者である府と密接な連携のもとに対応していくこと等の必要があることから、府職員の派遣を行う。

(参考) 人的関与ポスト一覧

<令和6年10月現在>

No.	法人名	役員名称 (勤務形態)	就任者
1	(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 (常勤)	府OB
2	(公財) 大阪府国際交流財団	常務理事 (常勤)	府OB
3	(株) 大阪国際会議場	専務取締役 (常勤)	府OB
4	(公財) 大阪産業局	常務理事 (常勤)	府職員
5	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事 (常勤)	府OB
6	大阪信用保証協会	常務理事 (常勤)	府OB
7	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事 (非常勤)	府OB
8		業務執行理事 (常勤)	府職員
9	(一財) 大阪府みどり公社	理事長 (常勤)	府OB
10	(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長 (常勤)	府職員
11		常務理事 (常勤)	府職員
12		常務理事 (常勤)	府職員
13	大阪府道路公社	理事長 (常勤)	府職員
14	大阪モノレール (株)	代表取締役社長 (常勤)	府職員
15		代表取締役専務 (常勤)	府職員
16	大阪府土地開発公社	理事長 (常勤)	府OB
17		常務理事 (常勤)	府OB
18	大阪府住宅供給公社	理事長 (常勤)	府OB